

農業農村整備事業予算の確保を求める意見書

農業農村整備事業は、良好な営農条件を備えた農地・農業用水を確保することにより、食料自給率・食料自給力の維持向上に寄与し、食料の安定供給の基礎的機能を果たしている。また、力強い農業を支える農業生産基盤の整備、農業水利施設の老朽化に対応した保全管理などにより農業の持続発展に資する重要な役割を担っている。

本県においては、基幹的農業従事者の高齢化率が高まっており、今後、急激に従事者数が減少することが懸念される。このため、1ヘクタール以上の大区画化や用排水路の管路化等を含めたほ場整備、また、中山間地域を中心とする地域のほ場整備を進めることにより、生産効率の高い経営体の育成や担い手農家への農地集積を推進し、生産コストの低減を図る必要がある。

また、農業水利施設の多くは、昭和40年代から50年代に整備されていることから、今後、耐用年数を迎え、老朽化に伴い機能低下等が危惧されている状況にあり、早急に更新する必要がある。

加えて、主食用米の需要減少や米政策の見直しを踏まえ、水田における畑作物の栽培の拡大を可能とする基盤整備と耕作放棄地拡大防止のための基盤整備を推進していく必要がある。

しかしながら、国の農業農村整備事業予算については、平成22年度に大幅に削減され、その後、予算規模は徐々に回復してきているものの、その必要額とは大きく乖離しており、現場のニーズに十分応えられていない状況にある。

よって、国においては、生産コストの低減、水田における畑作物の栽培拡大に資するほ場整備、農業水利施設の長寿命化を図る整備等の推進に必要な農業農村整備事業予算を確保するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 28 年 10 月 5 日

衆議院議長	大島理森	殿
参議院議長	伊達忠一	殿
内閣総理大臣	安倍晋三	殿
財務大臣	麻生太郎	殿
農林水産大臣	山本有二	殿

山形県議会議員 野川政文